

第 4 4 号議案

加東市税条例の一部を改正する条例制定の件

加東市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市税条例の一部を改正する条例

加東市税条例（平成 1 8 年加東市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 前	改 正 後
附 則 〔新設〕	附 則 <u>（令和 6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）</u> <u>第 5 条の 2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第 4 条の 4</u> <u>第 4 項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失</u>

金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

2 前項前段の場合において、第34条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

3 第1項の規定は、令和6年度分の第36条の2第1項又は第4項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出

<p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の4第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>	<p><u>された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)</u>に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに<u>法附則第4条の5第3項</u>の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p>
---	--

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第44号議案 要旨

### 加東市税条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

令和6年1月に発生した能登半島地震による災害では、広範囲において、生活の基礎となるような家財や生計の手段に甚大な被害が生じており、かつ、発災日が1月1日と令和5年分所得税（令和6年度分個人住民税）の課税期間に極めて近接していること等の事情を総合的に勘案し、臨時・異例の対応として、令和6年度分個人住民税について、特別な措置を講ずるため地方税法の一部を改正する法律（令和6年法律第2号）が令和6年2月21日に公布されたことに伴い、加東市税条例の規定について、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 令和6年能登半島地震による災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、被災者の負担の軽減を図るため、令和6年度分の個人住民税（令和5年分所得）において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができるよう規定を加えること。（附則第5条の2関係）
- (2) 所要の文言整理を行うこと。（附則第6条関係）

#### 3 施行期日 公布の日